

# 学校法人日本医療大学 コンプライアンス基本方針

令和8年1月1日制定

## はじめに（前文）

本学は、「共生社会の実現」という建学の精神に基づき、深く専門の学術を教授及び研究し、人間尊重を基盤とした専門職業人を育成して、社会の発展に寄与するとともに人々の健康及び生活の向上に貢献することを使命としています。

この使命を果たすためには、役員・教職員をはじめ、学生等すべての構成員が、高い倫理観と公共性を備えた行動を実践し、社会からの信頼を確固たるものにしていく必要があります。

近年、保健・医療・福祉の教育・研究を取り巻く環境は、少子高齢化の進行や医療制度改革、ICTの導入、さらには個人情報保護を含む研究倫理への関心の高まりなどにより、大きく変化しています。これに伴い、法令遵守はもとより、説明責任や透明性に対する社会的要請も一層高まっています。

こうした状況を踏まえ、本学はコンプライアンス（法令や社会規範の遵守）を大学運営の中心に据え、具体的な方針と行動の指針を明確にするために、この基本方針を定めました。

本方針は、役員・教職員、学生等すべての構成員が共通の理解を持ち、法令及び社会規範を遵守し、誠実に行動するための道しるべとなることを目的としています。

## 基本方針

本学は、「共生社会の実現」という建学の精神を根幹に据え、保健・医療・福祉分野における専門職業人を育成し、人々の健康と生活の向上に貢献することを使命としています。

教育・研究・実践活動及びそれらを支援する業務を通じて、地域社会、日本国内、そして国際社会に貢献できる人材を育てるとともに、地域課題への対応、災害時の支援、持続可能な社会の構築に向けた取り組みを推進します。

この使命の遂行にあたり、本学は、すべての構成員が法令及び学内規程を遵守し、人間尊重を基盤とした高い倫理観と公共的自覚をもって行動することを重視します。

コンプライアンスは、単なる法令遵守にとどまらず、本学の教育・研究・実践活動及びそれらを支援する業務のすべてにおいて「社会から信頼される行動指針」として位置づけられ、大学の社会的責任を果たすための根幹をなすものです。

## 基本姿勢

- **公正・誠実な行動**

本学のすべての構成員は、教育・研究・実践活動及びそれらを支援する業務のいずれにおいても、常に誠実な姿勢で行動に責任を持ちます。個人的な利益や外部からの圧力に左右されることなく、社会的責任を意識しながら、公平で中立的な判断を行動の基準とします。本学は、こうした姿勢が健全な組織運営と社会的信頼の礎であると位置づけ、これを支える環境づくりに継続的に取り組みます。

- **説明責任の履行**

構成員一人ひとりは、意思決定や行動が社会に影響を与えることを理解し、常に透明性の確保に努めます。本学は、正当な理由と納得できるプロセスに基づいて説明責任を果たす体制を整備し、構成員が自らの行動を社会に対して説明できることを本学の責務とし、その実現に向けた制度的支援を推進します。

- **自己責任の自覚**

構成員は、個人の判断と行動が大学全体に影響を及ぼすことを深く理解し、自らの選択に責任を持つ姿勢を大切にします。結果に真摯に向き合い、失敗や課題から学ぶことで、倫理的にも専門的にも成長し続けることを目指します。

- **ハラスメント防止と安全な環境の確保**

本学は、すべての構成員が安心して学び、働くことができる環境づくりを、教育・研究活動の根幹を支える最重要課題として位置づけています。ハラスメントや差別的言動を未然に防ぐための啓発活動を推進するとともに、万が一の事案に対しては迅速かつ適切に対応できる体制を整備し、安全で尊重される環境を守ります。

- **人間尊重の実践**

本学の建学の精神である「共生社会の実現」に基づき、人の痛みや気持ちに寄り添う姿勢を日々の業務の中で実践します。他者の尊厳を守ることを最優先に考え、専門職として成長する中で、差別や偏見をなくし、多様な価値観を受け入れる姿勢を育てていきます。

## 適用範囲と対象者

本基本方針は、本学の教育・研究・実践活動及びそれらを支援する業務に関するすべての構成員を対象とします。具体的には、役員、常勤・非常勤を問わずすべての教員、職員、学生、本学の業務を受託する外部委託業者・取引先等を含みます。

また、本学が関与する研究プロジェクトや共同事業に参加する外部研究者・関係者についても、当該活動の範囲において本方針を適用するものとし、必要に応じてその遵守を求めます。

構成員一人ひとりが本方針を理解し、日々の業務・学修・研究活動においてその趣旨を体現することにより、健全かつ信頼ある学内環境の維持・向上を図ります。

## 責任体制の明確化

コンプライアンスの推進に関する責任体制を明確にすることで、組織としての対応力と信頼性を高め、健全な運営と社会的責任の遂行を確実にします。各役職者の役割と責任を体系的に整理し、意思決定の透明性と迅速性を確保することで、法令遵守と倫理的行動の定着を図ります。また、構成員一人ひとりが自らの立場に応じた責任を理解し、主体的に行動できる環境を整えることで、公平で開かれたガバナンスの実現を目指します。

### ・理事長

コンプライアンス最高責任者として、本学におけるコンプライアンス推進の最終的な意思決定権を有し、全学的な責任を担います。また、コンプライアンス推進委員会の活動を統括し、コンプライアンス推進委員会での審議結果を踏まえた施策の承認・実行を通じて、本学の理念と社会的責任に即したガバナンスの確立を主導します。

### ・学長

コンプライアンス統括責任者として、本学におけるコンプライアンスの推進・統括・実行に関する実務的かつ戦略的な責任を担います。また、コンプライアンス推進委員会の運営を主導し、施策の立案・実施・評価を通じて、組織全体の透明性と説明責任の確保に努めます。

### ・各学部長、学科長、グループ長、室長

コンプライアンス推進委員会の構成員として、自部署の実情や課題を踏まえた意見・提案を行い、施策の立案・評価・改善に積極的に参画します。また、自部署における法令遵守・倫理的行動の定着を図るため、日常業務を通じて構成員への啓発・指

導を行い、相談・通報体制の周知や初期対応にも責任を持ちます。

- **総務グループ**

相談・通報窓口の運営、教育資料の整備、初期対応及び関係部署との調整を行います。通報者の保護と迅速・公正な対応を重視し、信頼性の高い窓口を維持するとともに、研修や啓発資料を通じて構成員の理解を促進します。

- **監査部門**

組織全体の法令遵守状況を継続的に点検・評価し、潜在的なリスクの早期発見と対応の促進を担います。内部統制の観点から業務プロセスや制度運用を点検し、必要に応じて改善提言を行うことで、組織の健全性と透明性を確保します。

また、是正措置の履行状況を定期的に確認し、対応の妥当性や継続性を検証することで、再発防止と信頼性向上に寄与します。

## コンプライアンス推進体制

本学は、理事長をコンプライアンス最高責任者、学長を統括責任者と位置づけ、両者を中心とした「コンプライアンス推進委員会」を設置します。同委員会は、以下の事項を担います。

- 基本方針の策定
- 組織運営体制の整備
- 啓発活動の企画・実施
- 重大事案への対応審議
- 定期的な施策の評価・見直し

委員会には、各学部・学科及び事務局の各グループ・室の長が参画し、部署間の連携と情報共有を促進します。事務局は総務グループが担い、日常的な相談対応、教育資料の整備、通報案件の初期対応、関係部署との調整等を行います。

また、監査部門との連携により、法令遵守状況の点検・評価を定期的に実施し、リスクの早期発見と是正措置の履行状況を全学的に把握します。

## 教育・研修の実施

本学は、すべての構成員がコンプライアンスに関する理解を深め、適切な判断と行動を実践できるよう、継続的な教育・研修を実施します。

- ・新任教職員及び学生に対しては、着任・入学時に初期研修を行い、基本事項を周知します。
- ・教職員には、職責や業務特性に応じた研修を計画的に実施します。
- ・研修内容には、学内規程、関連法令、研究倫理、ハラスメント防止、個人情報保護、内部通報制度の活用等を含みます。
- ・受講履歴及び理解度を適切に記録・評価し、改善につなげる体制を整備することで、法令遵守意識の醸成を継続的に推進します。

## 相談・通報体制と保護措置

本学は、コンプライアンスに関する疑義・懸念が生じた際に、誰もが安心して相談・通報できる体制の整備と、通報者等の保護を重要な責務と位置づけています。

- ・総務グループ内に「コンプライアンス相談・通報窓口」を設置し、役員・教職員・学生等すべての構成員が法令違反、規程違反、不適切行為等に関する懸念を報告できるようにします。
- ・窓口は、電話・電子メール・FAX・書面・面会によりアクセス可能であり、迅速かつ公正な対応を原則とします。
- ・本法人に著しい損害を与えるおそれのある事実や、法令・寄附行為・規程等に反する行為を発見した場合には、監事に書面で直接通報することができます。
- ・通報者・協力者・調査関与者に対する不利益取扱いや報復行為は一切許容しません。
- ・通報に関する情報は厳格に管理され、通報者の氏名や通報内容等の秘密は、本人の同意なく第三者に開示されることはありません。秘密保持は、通報の信頼性と通報者の安全を確保するための基本原則です。
- ・すべての案件は、適切な手順と倫理的配慮のもとで調査・対応され、必要に応じて外部専門家の協力を得て、公平性と透明性を確保します。

## 違反時の対応と再発防止

本学は、コンプライアンス違反が確認された場合、速やかに事実関係を調査し、適切な措置を講じることにより、組織としての説明責任を果たすとともに、再発防止と信頼回復に努めます。

- 違反の疑いが生じた際には、所定の手続きに則り、客觀性と公正性を確保した上で関係者への聞き取りや資料確認等を行います。
- 必要に応じて外部専門家や第三者委員会による評価・助言も活用します。
- 違反が認定された場合には、就業規則、学生の懲戒等に関する規程に基づく懲戒措置または是正措置を適切に適用します。
- 違反の背景要因や組織的な課題について分析を行い、制度・体制・運用上の改善点を洗い出したうえで、教育の強化、手続きの見直し、チェック機能の強化等、具体的な再発防止策を策定・実施します。
- 単なる処分にとどまらず、組織全体としての学びと改善を重視する姿勢をもつて対応にあたります。

## 基本方針の見直しと継続的改善

本学は、コンプライアンスの実効性と適合性を維持・向上させるため、基本方針及び関連制度の定期的な見直しと継続的な改善に取り組みます。

- コンプライアンス推進委員会において実施状況を点検・評価します。
- 社会情勢、関係法令の改正、外部監査結果、内部通報・事案対応の教訓等を踏まえ、必要な見直しを行います。
- 大きな制度改定や重大な不適正事案が発生した場合には、臨時的な見直しも実施します。
- こうした不断の見直しを通じて、構成員の信頼と参加意識を高め、健全な学内風土の醸成を図ります。